

# 「空き家バンク」の流れ

空き家を提供していただける方  
(貸し手・売り手)

## 1 賃貸・売却物件の登録



賃貸・売却物件として空き家バンクへの登録を希望される場合は、「空き家バンク登録申込書(様式第2号、第3号)」へ必要事項を記入し、市へ申し込んでください。  
※(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会または、(公社)全日本不動産協会鹿児島県本部の会員の中から、仲介を担当する業者を選定します。



## 2 現地調査



市の担当者と担当業者が、現地の物件を確認します。物件提供者(所有者)の同行もお願いします。  
※状況調査、写真撮影等



## 3 空き家情報提供



調査後、市のホームページ及び窓口にて情報の提供を行います。  
※写真や、間取り情報等の公開です。



## 4 物件の交渉



物件の取引に関する条件等は、担当業者と協議していただくこととなります。現地見学や契約交渉は担当業者と利用希望者との間で行います。